

| 番号 | 提案事項名 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 具体的な根拠法令等 |
|-------|--|--|---|---|
| 7-(1) | 官民が保有する情報を連携するための基盤の構築による行政機関保有情報の民間利活用の推進 | 国民の利便性の向上（確実な保障の受領や手続負担の軽減等）ならびに行政機関および民間事業者のサービス品質の向上や事務効率化、コスト低減等を図る観点から、官民が保有する情報を連携するための基盤を構築し、本人の事前同意等を前提として、行政機関が保有する住所等の情報の民間利活用を可能とすべきである。 | <p>現在、官民が保有する情報を連携するための基盤が存在しないため、情報の有効な利活用が図られておらず、国民・行政機関・民間事業者に多大なコスト・時間・労力が発生している。</p> <p>番号法によりマイナンバー制度が開始されたが、マイナンバーの利用範囲は法律または地方公共団体の条例で限定的に定められており、現在の利用範囲である社会保障・税・災害対策の3つの行政分野の事務以外での利用については、番号法附則第6条において、法律の施行後3年（2018年10月）を目途として国民の理解を得つつ所要の措置を講ずるとされている。</p> <p>また、災害対策の分野については、たとえば生命保険会社は、激甚災害発生時に支払調書に記載する目的で保有している保険契約者や保険金受取人のマイナンバーを自社内で顧客検索のキーとして利用することができるが、安否情報や避難先の確認等には利用することができない。</p> <p>今般、「日本再興戦略2016」において、災害発生時等におけるマイナンバー制度を用いたより効果的な避難状況等の把握等につながる情報共有のあり方について方針を取りまとめることが掲げられた。生命保険会社は東日本大震災に際して安否確認や保険金等の請求勧奨に努めたが、たとえば災害発生時に生命保険会社からの照会にもつぎ、警察や市区町村が被災した被保険者等に関する情報（死亡情報、最新の住所、避難先等）を提供できることが明確になれば、被災者はより迅速かつ確実に保障の提供を受けることが可能となる。さらに、公的な社会保障を補完する生命保険事業の公共性に鑑み、本人の事前同意等を前提として、生命保険会社が平時においても行政機関保有情報を利用することができれば、迅速かつ確実な保険金等の支払や適切な保全サービスの提供につながり、安全・安心かつ豊かな国民生活の実現に寄与すると考えられる。</p> <p>官民が保有する情報を連携するための基盤の構築にあたっては、たとえば生命保険会社が、引越しや死亡等のライフイベントに応じたワンストップサービスの一環として終身年金・死亡保険金の支払や住所変更の手続き等を迅速かつ確実に提供することや、マイナンバーの電子私書箱を利用して保険料控除証明書の交付等や必要な情報をタイムリーかつ確実に提供するなど、マイナンバー制度のインフラを活用して国民の利便性向上や高齢者に対する契約管理・支払管理態勢の強化につなげることも重要である。</p> | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第2条第8項、第9条、第19条柱書き、第7号、第13号、第29条第1項、附則第6条第1項、第5項、第6項、別表第一、別表第二 |
| 7-(2) | 社会保険届出書類のマイナンバー記載義務の見直し | 厚生労働省に提出する雇用保険・厚生年金・健康保険（協会けんぽ）に関する届出様式のうち、従業員の在籍中に提出する様式（入社・退社時の資格取得・喪失に関する届出以外の様式）について、従来どおり「被保険者番号」および「基礎年金番号」の記載にとどめ、マイナンバーの記載は不要とすべきである。 | <p>(a) 規制の現状 厚生労働省は「社会保障・税番号制度の導入に向けて（社会保障分野）」（2016年2月17日公表）において、マイナンバーの記載が必要となる届出様式一覧を示し、多くの様式にマイナンバーの記載を義務づけている。</p> <p>(b) 要望理由 多数の様式にマイナンバーを記載するため、企業においては帳票レイアウト変更等のシステム改修に過大なコストが発生する。また、マイナンバー付書類の増加に伴い、保管・作業スペースの確保・システム改修・関連業務の運用方法の見直し等のコストが増加する。これに関して、税分野では記載対象書類の大幅な削減が行われている。社会保障分野についても情報漏洩リスクおよび保管コスト等の事業者負担を鑑み、記載対象書類を削減すべきである。</p> <p>社会保障分野は、一部の様式を除き、従来どおり企業が「健康保険の被保険者番号」、「年金の基礎年金番号」、「雇用保険の被保険者番号」も記載することとなっている。このため、各様式へのマイナンバーの記載を不要としても、行政側のバックオフィス連携によりマイナンバーの確認が可能である。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 企業におけるシステム改修コストや、特定個人情報の安全管理措置にかかる保管コスト等の削減につながる。</p> | <p>厚労省 社会保障分野に関するマイナンバー制度 ※厚労省作成資料の帳票一覧抜粋版を添付 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html 雇用保険に関する業務取扱要領 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/data/oriatsukai_youryou.html マイナンバー-社会保障と税番号制度-マイナンバー制度の概要と個人番号事務の対応（H27.5）内閣官房社会保障改革担当室発行（P16）</p> |
| 7-(3) | 従業員からマイナンバーの提供を受ける際の手続方法の見直しおよび周知広報の徹底 | <p>① 企業は従業員からマイナンバーの提供を受ける際に本人確認（番号確認と身元確認）を行う必要がある。このうち番号確認は本人等から通知カード等のマイナンバーが記載された書類の提示を受けて行うため、企業に相応の負担が生じている。一方、行政機関は情報提供ネットワークシステム等を活用してマイナンバーの正当性を確認することが可能となる。このため、番号法附則第6条第2項の検討にあたっては、企業による番号確認手続きに代えて行政機関が書類に記載されたマイナンバーの正当性を確認するよう手続方法の見直しを検討すべきである。</p> <p>② 現行は従業員がマイナンバーの提供を拒んだ場合、交渉・記録・保存等の対応を行う必要があるため、事務の煩雑化や対応コストの増加につながっている。勤務先へのマイナンバー提出等、マイナンバーの記載を促すための国民に対する周知広報を徹底すべきである。</p> | <p>(a) 規制の現状 企業は番号法第14条第1項（提供の要求）を根拠として、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限り、マイナンバーの提供を求めることができる。また、マイナンバーの提供を受けるときは、番号法第16条（本人確認の措置）にもつぎ、本人確認（番号確認と身元確認）を行う必要がある。</p> <p>これに関して、番号法附則第6条第2項（検討等）には「政府は、第14条第1項の規定により本人からマイナンバーの提供を受ける者が、本人確認の措置として選択することができる措置の内容を拡充するため、適時に必要な技術的事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」旨が規定されている。</p> <p>(b) 要望理由 ① 番号確認は本人等から通知カード等のマイナンバーが記載された書類の提示を受けて行うため、身元確認と比較して紛失等した場合のリスクや安全管理措置に係るコストが高く、企業に相応の負担が生じている。 ② 現行は従業員がマイナンバーの提供を拒んだ場合、交渉・記録・保存等の対応を行う必要があるため、事務の煩雑化や対応コストの増加につながっている。義務であるにも関わらずマイナンバーが記載されない書類が増加すれば、企業のみならず行政機関の事務手続を煩雑化させるおそれがある。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 企業にとっては、通知カード等のマイナンバーが記載された書類の取り扱いによる紛失等リスクや安全管理措置に係るコストの削減につながる。また、行政機関に対する書類提出の円滑化が期待できる。</p> | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第14条、第16条、附則第6条、同施行令第12条、同施行規則第1条、第3条、第8条、第9条 |

| | | | | |
|-------|-----------------------------|---|---|--|
| 7-(4) | 従業員からマイナンバーの提供を受ける際の身元確認の省略 | <p>企業は従業員からマイナンバーの提供を受ける際に本人確認（番号確認と身元確認）を行う必要がある。このうち身元確認は、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者が認める場合に省略することも認められている。しかしながら、現行の条文では、将来的に行政機関毎の判断に差異が生じるおそれがある。</p> <p>企業が従業員からマイナンバーを収集する際、企業内で付番している社員番号等とともに収集することが一般的である。また、社員番号等や番号確認書類（通知カード、住民票等）に記載された基本4情報と従業員管理データベース等を突合することで、当該従業員が本人に相違ないことを確認することが可能である。このため、雇用関係にある場合には、個人番号利用事務実施者が認めるか否かに関わらず、身元確認書類の提出を省略可能とすべきである。</p> | <p>(a)規制の現状 マイナンバーを取得する際は、正しい番号であることの確認（番号確認）と現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要となる。このうち、身元確認については、番号法施行規則第3条第5項（住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置）において、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者が認める場合には身元確認を不要とすることも認められている。</p> <p>(b)要望理由 現行の条文では「個人番号利用事務実施者が認める場合には」と規定されているため、将来的に行政機関毎の判断に差異が生じる懸念があり、このことが当該省略基準を活用するうえでの踏躰につながっている。この点、企業の本人確認にかかる負担を軽減するための規定であることを踏まえ、雇用関係にある場合には、個人番号利用事務実施者が認めるか否かに関わらず、企業内で日常的に行われている従業員からの届出を受け付ける際と同様の方法による本人確認を認め、身元確認書類の提出を省略可能とすべきである。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 企業におけるマイナンバー収集事務の軽減と個人情報関係書類送付の削減が可能となると同時に、個人情報漏えいリスクが軽減する。</p> | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第14条、第16条、同施行令第12条、同施行規則第1条、第3条第5項</p> |
| 7-(5) | グループ企業間転籍時等のマイナンバー再取得の見直し | <p>グループ企業間の転籍・出向等により法人をまたいだ異動が行われた場合、異動先の企業が改めて本人確認（番号確認・身元確認）を行う必要があるため、グループ企業間で通知カードの確認等の事務の重複が発生する。また、労働契約承継法によらない事業譲渡による転籍を実施する場合、提供の制限の例外には当たらず、大量の事務が発生することが想定される。これについて、転籍等の事由を特定個人情報の提供制限の例外とすることを検討すべきである。とりわけ、転籍等におけるグループ企業間の事務の重複を廃することおよび労働契約承継法によらない事業譲渡を提供制限の例外とすることを求める。</p> | <p>(a)規制の現状 番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）において、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはならないとされている。また、第20条（収集等の制限）において、第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集又は保管してはならないとされている。</p> <p>たとえば、転籍は第19条に明記されていない。このため、グループ単位で従業員のマイナンバーを一元管理している場合であっても、グループ企業間の転籍や事業譲渡（労働契約承継法によらない場合）に伴う法人をまたいだ異動が行われた場合には、企業間でマイナンバーを受け渡すことができず、転籍先が改めて本人からマイナンバーの提供を受けなければならない。</p> <p>(b)要望理由 グループ企業の従業員のマイナンバーを同一のデータベースで管理している場合、マイナンバーに誤りが生じないにもかかわらず、法令の求めに応じて再取得が必要となる。その際、あらためて本人確認（番号確認・身元確認）をする必要があるため、グループ内で煩雑な事務が重複して発生する。また、労働契約承継法による事業の承継に該当するケースは特定個人情報の提供が認められているが、これに該当しないケースについても転籍等に係る事務を簡素化できるよう、制限を緩和すべきである。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 従業員から一度提供された特定個人情報を再度提供する必要がなくなれば、従業員・事業主双方の業務の効率化だけでなく、特定個人情報の安全な運用につながる。</p> | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、第20条</p> |
| 7-(6) | マイナンバー制度のインフラを活用した公教育の質的向上等 | <p>公教育の分野で生徒の成績情報、生徒指導情報、属性情報、健康情報等を連携する基盤が構築できれば、教育の質的向上および学校経営の改善が期待できる。マイナンバー制度のインフラを活用して、個人の情報連携を実現する共通番号制度（学習者ID等）を構築すべきである。</p> | <p>(a)規制の現状 公教育において、生徒の成績情報、生徒指導情報、属性情報、健康情報等を一元的に管理する番号は存在しない。マイナンバーの利用範囲は法律または地方公共団体の条例で限定的に定められており、現在の利用範囲である社会保障・税・災害対策の3つの行政分野の事務以外での利用については、番号法附則第6条において、法律の施行後3年を目途として国民の理解を得つつ所要の措置を講ずるとされている。</p> <p>(b)要望理由 公教育の分野における教育の質的向上や学校経営の改善のため、成績情報、生徒指導情報、属性情報、健康情報等の情報を一元的に管理し、分析・活用できる基盤の構築が求められる。転校や進学等により通学先が変更となった場合でも個々の状況に応じた継続的な教育を可能とするためには、個人を識別するための共通番号制度の導入が不可欠である。マイナンバー制度は、公的に本人を識別する手段として有用であるため、同制度のインフラを活用して公教育における共通番号制度の構築を検討すべきである。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 エビデンスに基づく教育改善および教育政策の立案が可能となり、質の高い教育と効率的な学校経営の実現につながる。また、強固なセキュリティ対策が可能となり、重要情報のより安全な管理にもつながる。</p> | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> |

| | | | | |
|-------|--------------------------------------|--|---|--|
| 7-(7) | 給与支払明細書の電磁的交付条件の緩和 | 給与等の支払明細書等は、支払を受ける者に紙で交付することが原則とされており、電磁的方法による提供を行うためには、支払を受ける者本人の承諾が必要とされている。これについて、支払を受ける者本人の承諾要件を廃止すべきである。 | <p>(a)規制の現状 所得税法第231条（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書）第1項において「…その給与等、退職手当等又は公的年金等の金額その他必要な事項を記載した支払明細書を、その支払を受ける者に交付しなければならない。」とある。 また、同第2項において「…当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者の承諾を得て…電磁的方法により提供することができる。」とある。 これにより、紙の支払明細書を交付することが原則とされている。</p> <p>(b)要望理由 企業においては、社内システムやメールなど電磁的方法による通知できる環境が整っており、支払を受ける者（従業員等）においても、当該通知を確認・印刷できる状況にある。このため、承諾取り付けにかかる負荷がなくなれば、電磁的方法による提供を広く導入することが可能となる。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 給与等の支払明細書等の印刷・配布コストの削減および交付にかかる日数の短縮、ならびに誤配布による個人情報漏洩リスクの低減。</p> | 所得税法第231条（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書） |
| 7-(8) | 国税関係書類のスキヤナ保存要件（一般書類の要件）緩和 | <p>国税関係書類のうち、重要書類以外の「一般書類」のスキヤナ保存に関して、電子帳簿保存法で規定される以下の要件を緩和し、国税関係書類のスキヤナ保存制度の普及を推進すべきである。</p> <p>＜一般書類のスキヤナ保存要件＞ ①タイムスタンプ：「必要」→「不要」 ②画質：「カラーもしくはグレースケール」→「白黒2値画像を認める」 ③申請：「必要」→「不要」 *適正事務処理要件を満たすことを前提とする。</p> | <p>(a)規制の現状 国税関係書類のスキヤナ保存制度について、平成27年度の法制改正で、スキヤナ保存対象を「3万円未満の契約書・領収書およびこれらの写し」に限る金額制限の撤廃や、電子署名要件の廃止などの規制緩和が決定された。また、平成28年度の法制改正で、スマートフォン等による領収書等の記録を可能とする追加緩和が決定されるなど、同制度を推進するための不断の見直しが進められている。 電子帳簿保存法施行規則第3条では、重要書類以外の「一般書類」（契約申込書等）のスキヤナ保存には、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類、カラーかグレースケールスキヤン、タイムスタンプ付与、申請等が要件とされている。なお、平成27年度の法制改正では、電子署名要件の廃止に代えてタイムスタンプ要件が追加された。</p> <p>(b)要望理由 「一般書類」は、資金や物の流れに直結・連動せず、企業の実務実態としても「控え」の書類が大部分を占めており重要度が低い。このため、「一般書類」のスキヤナ保存については、タイムスタンプ付与ではなく、適正事務処理要件による保存を認めるべきである。 また、平成27年度の法制改正で、「一般書類」については、カラーに加えグレースケールでのスキヤナ保存も認められたが、一般的なグレースケール画像（JPEGによる圧縮）はカラー画像と比較して保存容量がほとんど変わらないため、保存・通信コストの観点からは効果が限定的である。この点、FAXで使用される白黒2値画像はカラー画像の10分の1程度の保存容量であるため、保存・通信コストの効率化が期待できる。 さらに、「電子取引」については、法第10条において「保存」は義務とされているが、「申請」は不要である。これと同様に、「一般書類」のスキヤナ保存についても「申請」を不要とすることで、制度の普及を図るべきである。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 今般、「重要書類」の改ざん防止のために求められる適正事務処理要件の整備は、事業者が内部統制等の観点から一般的に取り組む事項となってきた。このため、適正事務処理要件の整備を前提として「申請」を不要とすることで、制度の普及につながると考えられる。また、この3要件を緩和することで、「一般書類」のスキヤナ保存要件が米国における電子化の要件と同じレベルになり、外国企業の誘致や企業のグローバル展開にも有効と考えられる。</p> | 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（電子帳簿保存法）および同施行規則 |
| 7-(9) | 国税関係書類のスキヤナ保存要件（受領者本人がスキヤンする場合の要件）緩和 | 平成28年度の法制改正により導入される受領者（営業担当者等）本人が国税関係書類（領収書等）をスキヤンする場合の入力方式「特に速やかに（3日以内）」について、受領者を直接監督する者によるけん制を適正事務処理要件の一部として規定し運用管理できる場合には、他の入力方式「速やかに入力（1週間以内）」または「業務サイクル後速やかに入力（1ヵ月と1週間以内）」の選択を可能とするよう要件を緩和すべきである。 | <p>(a)規制の現状 国税関係書類のスキヤナ保存制度について、平成27年度の法制改正で、スキヤナ保存対象を「3万円未満の契約書・領収書およびこれらの写し」に限る金額制限の撤廃や、電子署名要件の廃止などの規制緩和が決定された。また、平成28年度の法制改正で、スマートフォン等による領収書等の記録を可能とする追加緩和が決定されるなど、同制度を推進するための不断の見直しが進められている。 平成28年度の法制改正では、受領者本人が国税関係書類をスキヤンする場合、これまで受領者以外の者が読み取りを行ってきたことによるけん制効果が失われること、および、タイムスタンプを付すまでの期間を長く設定すれば改ざんも容易となってしまいうこと、施行規則第3条第5項二ロにおいて、「特に速やかに、…タイムスタンプを付すこと。」と規定された。「特に速やかに」の定義については、同取扱通達4-23において、「…国税関係書類の作成又は受領後3日以内にタイムスタンプを付している場合には、特に速やかに付しているものとして取り扱う。」とされた。</p> <p>(b)要望理由 受領者が国税関係書類をスキヤンする場合であっても、スキヤン画質の運用管理や出張先のインターネット環境等の事情により、受領者が帰社してから社内のスキヤナ（複合機等）でスキヤンして上司に申請するニーズがある。また、出張期間が4日以上となる場合、受領後3日以内にタイムスタンプ付与する事が困難なケースも想定される。 他方、「重要書類」の改ざん防止のために求められる適正事務処理要件の整備は、近年、事業者が内部統制等の観点から一般的に取り組む事項となってきた。そのうえで、旅費精算業務においては、当該業務の決裁者である上司が事前に出張命令を出し、これに基づき受領者から申請された内容（領収書画像等）を検証できることから、けん制および改ざん防止が可能と考えられる。このため、受領者を直接監督する者によるけん制を適正事務処理要件の一部として規定し運用管理できる場合には、他の入力方式の選択を可能とさせていただきたい。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 旅費精算業務においては一般的な旅費精算システムに入力された電子データ（行き先、金額、交通手段等）と、交通機関等の紙の領収書（台紙に貼付し、上司の確認後、事務部門に輸送したもの）とを突合確認して処理するため、紙の書類の輸送コストが発生している（4,000人規模の事業者で年間約400万円）。要件の緩和により制度が広く普及することで、当該輸送コスト等の削減が期待できる。</p> | 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（電子帳簿保存法）および同施行規則 |

| | | | | |
|--------|-------------------------------------|--|---|--|
| 7-(10) | 健康保険組合に係る各種申請書等の電子化推進 | <p>① 健康保険組合の加入者が行う「健康保険被扶養者（異動）届」、「出産手当金の請求書」、「疾病手当金の請求書」等の各種申請について、加入者の電子署名要件を緩和するなど、電子化を推進する環境を整備すべきである。</p> <p>② 健康保険組合が作成する「現金出納簿」、「歳入簿」、「歳出簿」、「収支差引残高簿」等の経理法定帳簿の電子的な管理・提出を推進すべきである。</p> | <p>(a) 規制の現状</p> <p>① 健康保険法施行規則第160条において、「健康保険組合は、事業主又は被保険者に関する手続のうちこの省令の規定により書面等により行うこととしているものについては、電子情報処理組織を使用して行うことができる。」と規定されている。電子申請を行うためには健康保険組合の加入者が電子署名をしなければならない一方で、健康保険組合が当該加入者に対して電子署名を強制することはできない。このため、健康保険組合は、「健康保険被扶養者（異動）届」、「出産手当金の請求書」、「疾病手当金の請求書」等の手続きの大部分を紙の申請書を用いて行っている。</p> <p>② 「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」（昭和61年11月28日付保険発第104号通知）において、「法定帳簿とするものは、会計年度終了時において出力して作成したものとすること。」とされている。このため、健康保険組合は、「現金出納簿」、「歳入簿」、「歳出簿」、「収支差引残高簿」等の経理法定帳簿を紙で管理し、各地方厚生局への提出等を行っている。</p> <p>(b) 要望理由</p> <p>電子化を前提とした運用により、各種申請書や経理法定帳簿の授受・保管等に係る各種コストの抑制および情報漏えい等リスクの低減ならびに健康保険組合の運営効率化を実現したいため。</p> <p>(b) 要望が実現した場合の効果</p> <p><各種コストの抑制> 紙代ならびに紙資料の郵送、管理（整理整頓などの人的作業が必要）、保管（膨大なスペースが必要）、廃棄（焼却または溶解が必要）等に係るコストの抑制。</p> <p><各種リスクの低減> 紙資料の郵送途上の紛失による個人情報等の漏えい、火災等による滅失等のリスクの低減。</p> | 健康保険法第3条、健康保険法施行規則38条、47条、52条、120条、121条、160条 |
| 7-(11) | 自動車検査証記載のQRコード対象項目の拡大 | <p>現在、自動車検査証（※）の記載項目はQRコードとしてデータ化され、民間の事業会社にも利用されているが、データ化されている項目が一部に限られているため、全ての記載内容をデータ化したうえで、民間の事業会社による利用を開放すること（自動車検査証記載全情報の把握）を要望する。</p> <p>（※）登録車および軽自動車で名称の異なるものを全てを対象とする。</p> | <p>(a) 自動車検査証に記載のQRコードから取得できる項目データは車検満了日、型式、初度登録年月、登録番号、車台番号等の一部に限られており、所有者の氏名又は名称、所有者の住所、使用者の氏名又は名称、使用者の住所など個人情報を含む項目は暗号化されている。</p> <p>(b) 取得・利用できる対象項目を拡大することにより、民間の事業会社の利便性がより高まると考えられるため。</p> <p>(c) 保険会社においては、自動車検査証に記載のQRコードの読み取りによって保険契約に必要なデータを正確かつ迅速に収集することが可能となり、例えば車両所有者の情報を取得できるようになれば、自動車保険の車両入替（保険対象自動車の変更）の手続きを行う際に、保険契約者から車検証を提出いただく実務を削減することができるなど、お客さまの利便性向上に寄与するものと考えられる。</p> | |
| 7-(12) | 安全性向上を目的とした、防犯カメラ映像の公共機関等への提供に関する緩和 | 改正個人情報保護ガイドラインを補足するQ&Aにて、東京オリンピック・パラリンピック等大規模国家イベントにおける防犯および国家安全保障用途に関しては、警察など公的機関の要求に基づき、民間事業者（鉄道事業者、小売り店舗等）の撮影した防犯カメラ映像については、本人の同意がなくても第三者提供が可能であることを、事例として明示していただきたい。 | <p>(a) 規制の現状</p> <p>私設の防犯カメラ所有者が、カメラに映った「顔」映像データを警察や公的機関に提供することは、個人情報保護法の第23条に規定されている「個人情報の第三者提供」にあたるが、個人情報の第三者提供は、あらかじめ本人の同意がない限り禁止されている。</p> <p>(b) 要望の理由</p> <p>一方、現在のガイドライン（個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン）には第三者提供が可能な例外として、法令に基づく場合など4ケースが規定されており、事例が示されている。しかしながら、現在（2016年10月）個人情報保護委員会がバブコメにかけているガイドラインにおいては、これらの事例は示されておらず、Q&A対応となる模様である。さらに防犯、防災、国家安全保障用途における防犯カメラ情報の第三者提供が可能な事例は、Q&Aにて掲載されるか明らかにされていない。このような状態では、イベント時にデータを最大限に活用することができない。そこでQ&Aに4つの事例に加え、防犯および国家安全保障用途における第三者提供が可能な事例を追記いただきたい。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果</p> <p>防犯カメラ映像の活用により、東京オリンピック・パラリンピック等での安全性向上につなげることができる。</p> | 個人情報保護ガイドライン |

| | | | | |
|--------|-------------------------------------|---|---|---|
| 7-(13) | 研究開発業務における技術基準適合証明未取得機器の利用 | <p>研究開発業務において活用を検討する新規技術を搭載した通信機器・通信モジュールに関して、技術基準適合証明を取得しておらずとも海外より輸入および研究開発への利用を許容すべきである。</p> <p>特に、訪日観光客等に対して、入国の日から90日に限って利用可能とされているWi-Fi端末及びBluetooth端末（日本の「技術基準適合マーク」が付されていないが、日本の技術基準に相当する技術基準（国際標準）に適合するもの）については、早期に研究開発での利用が可能となるよう制度整備を図るべきである。</p> | <p>(a)規制の現状 ・電波法および電気通信事業法により技術基準適合証明を取得しないまま電波を発する通信機器・通信モジュールを利用することができない。利用するためには認証局より認定を受け登録が実施されるのを待つ必要がある。 ・平成28年5月21日より、訪日観光客等が日本国内に持ち込むWi-Fi端末及びBluetooth端末（日本の「技術基準適合マーク」が付されていないが、日本の技術基準に相当する技術基準（国際標準）に適合するもの）については、入国から90日以内に限って日本国内での使用を認めるよう制度改正が行われた。このため、対象の機器が日本国内で使用される可能性があるにもかかわらず、日本国内の事業者は当該機器を用いた試験・研究が行えない状態が生じている。</p> <p>(b)要望理由 ・研究開発の業務においては最先端の技術やそれを含んだ機器を扱うことがあるが、技術が取得されていない海外製の機器は国内に持ち込むことができず、技術が取得されるまで調査を行うことが出来ない。結果、最先端の機器を自由に扱える海外と比べ、研究開発やサービス展開のスピードを落とすこととなるため。 ・中でも、訪日観光客等による日本国内での使用が認められている機器については、当該機器の接続先となる日本国内のサービスとの間での動作確認・影響検証等を行うことができず、国内事業者のみならず機器使用者である訪日観光客等にも不利益（接続障害、機器の故障等）を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 ・海外で開発された電波を発する通信機器であってもすぐに研究開発に利用することができ、海外に遅れることなく研究開発を行うことが出来る。 ・訪日観光客等が使用する機器の接続環境の向上、当該機器を活用した新たなサービスの提供等が可能となることにより、訪日外国人の満足度向上に寄与することが期待される。</p> | 電波法、電気通信事業法 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号） 電気通信事業法第52条第1項に定める技術基準に相当する技術基準を定める件（平成28年総務省告示第108号） |
| 7-(14) | リモートコントロールに使用する無線周波数帯域の拡大 | ロボットなどの自動機械の遠隔操作のための通信手段として利用することが可能な無線周波数帯域の拡大、または複数の帯域を利用可能とすべきである。 | <p>(a)無線の周波数帯域の割り当ては、電波法により定められているが、ロボットの利用が拡大している現状への対応ができていない。 (b)建設現場等において建築・設備工事会社が、無線操作による計測機器や自動機械を利用する場合には、自社で実用機器を開発する技術やリソースに限られるため、市販の機器を利用することになる。市販のサービスロボットなどフィールドで利用される自動機械の遠隔操作には、WiFiやBluetoothが広く用いられているが、特に都市部においては、多くのWiFi等機器が稼働しているため、電波干渉により、時間帯や場所によって通信が困難となる事態が顕発している。建設業界の少子高齢化や人手不足を解消するため、施工の自動化・ロボット化が求められており、そのためにも通信品質の確保が求められている。 (c)建設現場における自動化・機械化が促進され、人手不足の解消や生産性向上を達成できる。</p> | 電波法 |
| 7-(15) | UWB（超広帯域）無線システムの使用環境条件の見直しによる利活用の促進 | 電波法施行規則第4条の4第2項第2号に規定される超広帯域無線システムの使用場所や業務内容等の規定を緩和し、多様な利用の促進を図るべきである。 | <p>(a)規制の現状 平成25年 情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会 UWB無線システム作業班において本事業に係る検討がなされたが、最終報告では見送りとなっている状況である。 （参照：最終報告内容要旨） 屋外での利用について、新たな技術的進歩状況やニーズを踏まえて検討いただきたい。 一 屋外利用については、様々な用途が考えられるため、共用条件の検討には多くの時間を要するものと考えられる。このため、将来的な課題として、センサー用途UWB無線システムの検討終了後、具体的な用途の希望があれば、別途検討する。</p> <p>(b)要望理由 ドイツのインダストリ4.0を皮切りにIoTの利活用に係る多様なソリューションやサービスが世界規模で創出されている。これらの商品を適用してIoTの利便性とその効果を楽しむためには、根本的な問題がなければ出来るだけ使用環境条件の規定がない方が望ましい。製造業や流通業においての位置検知用としての利用や地中レーダー、壁越しイメージング、監視システム、車載レーダー、医療イメージングなどでの利用が想定される。</p> <p>(c)要望が実現したときの効果 本システムにおける利用拡大が図られることにより、構造物などに対する遠隔監視を通じた設備保全作業の効率化による安定稼働の実現と設備事故災害防止効果の向上のほか、IoTを活用し自動化の範囲を画期的に広げるSociety5.0(超スマート社会)の実現に大きく寄与する。</p> | 電波法 電波法施行規則第四条の四号、第九条の四号等 |

| | | | | |
|--------|---------------------------------|--|--|--|
| 7-(16) | 屋内測位等を行うための機器の設置に係る道路占有許可の改善 | <p>歩行者の駅の地下等での移動円滑化を行うためには、現在地を特定して情報提示（歩行者ナビゲーション等）を行う必要があるが、道路の下で地下通路へ屋内測位用機器（BLEビーコン等）を設置するには道路占有許可申請および占有料の支払いが必要であり、機器設置事業者の負担となっている。</p> <p>そのため、道路占有許可の改善をお願いしたい。具体的には、道路占有料の算定の際の占有面積の考え方の整理（最小面積の低減）、障がい者・高齢者の移動円滑化（アクセシビリティ／バリアフリー）等の特定目的における減免等の検討をお願いしたい。</p> | <p>(a) 道路管理者は道路の占有につき占有料を徴収することができる。道路占有における占有料は政令、地方公共団体の条例で定められている。 占有料の額＝道路価格×使用料率×占有面積（×修正率）</p> <p>(b) 訪日外国人の増加や超高齢化が進む日本において、駅や街での移動の円滑化が非常に重要になっている。移動の円滑化においては、歩行者への適切な情報提示が必要である。歩行者への情報の提示（歩行者ナビゲーション等）においては、移動者が自分の位置を把握すること（測位）が重要となるが、駅等の地下街では地上で使われているGPSの電波が届かないため、別に電波を発する屋内測位用機器（BLEビーコン等）を設置することが行われつつある。しかしながら、道路下の地下通路に屋内測位用機器を設置する際に必要となる道路占有許可における道路占有料の算定において、占有面積の最低面積が1平方メートル程度である場合があり、数cm四方程度のスペースしか必要としない屋内測位用機器の設置面積とはマッチしていないために占有料が高額になっている状況にある。</p> <p>また、曲がり角などについては、従来の「注意」を示す点字ブロックと同様、歩行者に注意喚起を促す屋内測位用機器を設置するケースがあるが、これら障がい者や高齢者の移動円滑化等の特定目的に資するものについては、普及促進を目的として占有料を減免いただきたい。</p> <p>(c) 屋内測位等を行うための機器の設置に係る道路占有許可の改善により、都市の駅等の複雑な地下街において、屋内測位用機器の設置が進み、訪日外国人や障がい者・高齢者の移動円滑化（アクセシビリティ／バリアフリー）のための情報の提示（歩行者ナビゲーション等）が推進される。あわせて、移動円滑化だけでなく、インフラ設備等のセンシング管理（IoT）や、移動ロボット（電動車椅子、ドローン等）の自動制御等の多様な産業の進展が期待される。</p> | <p>道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十八号）（占有料の徴収） 道路法施行令（昭和二十七年十二月四日政令第百七十九号）（指定区間内の国道に係る占有料の額）ほか</p> |
| 7-(17) | 地下街における屋内測位インフラ設置に係る道路占有許可の規制改革 | <p>屋内測位インフラは、WiFi、BLE（Bluetooth Low-Energy）等の無線機器を活用したものを中心に、現在技術開発と実用化の検討が進められている。一方、地下街は道路空間下である場合が多く、設置にあたっては道路占有許可が必要になる。特に本件は今までの道路法が想定していなかった新種の情報インフラだが、その活用は災害時の避難誘導システム等公共的スタンスで有意義な機能を兼ね備えている。しかし、道路占有許可協議と道路占有料の支払いが生じることで、普及が阻害されることが懸念される。屋内測位インフラの本格普及が始まろうとしている現段階において、道路占有料の支払い減免や道路管理者への占有許可申請の免除を要望する。</p> | <p>(a) 規制の現状 現法では、地下街に屋内測位インフラを設置する場合、道路法第32条に基づき、道路管理者に対する占有許可の協議、及び第39条に基づく占有料の支払いが必要になる。しかし、屋内測位インフラは、平常時と災害時のシームレスな活用が期待できるものであり、特に災害時には地下街での避難誘導システムとして、その有効性は検証済みである（後述の平成26～27年度の総務省G空間シティ構築事業の実証実験での成果を参照）。しかし、測位インフラは、現行道路法で想定外のものであり、道路占有料の支払いが義務化されることで、その普及が阻害されることが懸念される。</p> <p>(b) 要望の理由 平成26年～27年、総務省・G空間シティ構築事業において、大阪うめだ地区の地下街で屋内測位インフラを活用した地下街災害時の避難誘導システムの実証実験を行った。その結果、避難者の迅速な避難誘導と地下街施設管理者の救護支援活動において、その有効性が示されたものの、現行法に基づく、道路管理者との設置に係る協議、及び道路占有料の支払いが必要となっており、これが地下街会社の負担になっている。一方で、全国の地下街会社の経営状況は何れも厳しく、また当該サービスの実施が想定される情報サービス会社も占有料支払い負担のもとではビジネス性が厳しい状況にある。何よりも、屋内測位システムの避難誘導システムとしての活用は、公益性が高いものであり、昨今の首都直下型地震等の災害対策の視点でも大変有効な仕組みであることから、その普及展開のためにも規制改革を要望する。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 全国の地下街会社において、屋内測位システムを活用した防災システムの導入が進むことが期待される。また、屋内測位システムには、平常時の商業活性化機能も期待できることから、地下街の安全性確保のみならず、地下街の活性化と経営状況改善に貢献することが期待される。また、自民党G空間特別委員会も推進している、2020年東京五輪時の我が国の先端技術のショーケースとして、屋内測位システムの有効性をアピールし、関連産業の活性化が期待される。</p> | <p>道路法第32～39条、道路法施行令及びこれに準拠する各自自治体の条例</p> |